

令和8年度保険料率のお知らせ

去る令和8年2月19日に開催されました第153回組合会にて、令和8年度の保険料率について承認されました。令和8年度の健康保険料率及び介護保険料率につきましては改定を行わず、据え置くものとして承認されました。また令和8年4月より新たに「子ども・子育て支援金制度」が開始となるため、子ども・子育て支援金の納付が始まります。詳細は以下のとおりです。

■健康保険料率（調整保険料率含む）

令和8年3月分保険料（4月末納期）から適用する。

負担割合

	健康保険料率
被保険者	38/1,000
事業主	47/1,000
計	85/1,000

内訳は次の通りです。

- ・一般保険料率 83.700/1000（基本保険料率 33.284/1000、特定保険料率 50.416/1000）
- ・調整保険料率 1.300/1000

■介護保険料率

令和8年3月分保険料（4月末納期）から適用する。

負担割合

	介護保険料率
被保険者	8/1,000
事業主	8/1,000
計	16/1,000

■子ども・子育て支援金率

令和8年4月分保険料（5月末納期）から適用する。

負担割合

	子ども・子育て支援金率
被保険者	1.15/1,000
事業主	1.15/1,000
計	2.3/1,000

■任意継続被保険者の標準報酬月額上限改定のお知らせ

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年9月末日における東宝健康保険組合の平均標準報酬月額で決められます。令和7年9月末日における平均標準報酬月額は401,368円ですので、令和8年4月から適用される任意継続費保険者の標準報酬月額の上限は27等級：410千円となります。